

事務連絡
令和2年7月4日

熊本県 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

令和2年7月3日から大雨による災害により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されました。別添1及び別添2の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、管内市町村に対して周知を行う等、特段の御配慮をお願いいたします。

【別添1に関する問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係
TEL：03-5253-1111（内線：3022,3049）
Mail：shougai-kikaku@mhlw.go.jp

【別添2に関する問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室障害者災害対策専門官 今井
TEL：03-5253-1111（内線：3072）
Mail：imai-takashi@mhlw.go.jp